

自立支援医療について

身体障がい者対象の「更生医療」、障がい児対象の「育成医療」、精神障がい者対象の「精神通院公費」の医療制度について、これまでは法律も別々に規定されており、負担割合も異なりましたが、1本化され「自立支援医療」となりました。事前の申請が必要なので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。

従来



現在

自立支援医療費制度

障害者総合支援法

- 支給認定の手続きを共通化
- 利用者負担の仕組みを共通化
- 指定医療機関制度の導入

医療内容や窓口については現行どおり

更生→障がい福祉課	TEL024-924-2381
精神→保健所 保健・感染症課	TEL024-924-2163
育成→こども家庭支援課	TEL024-924-3691

指定医療機関で対象となる医療を受けた場合、医療費は原則1割負担となります。

ただし、利用者の属する※世帯の収入等に応じて上限額が設定されています。

※自立支援医療における「世帯」とは医療を受ける人と同じ医療保険に加入している家族のことです。

区分	どんな人	月額上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯で対象者の年収が80万円以下	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯で低所得1以外	5,000円
中間所得層	市町村民税課税世帯で所得割が23万5千円未満	医療保険自己負担限度額と同額
一定所得以上	市町村民税課税世帯で所得割が23万5千円以上	非該当

ただし、中間所得層以上の人でも、統合失調症や腎臓機能障がいの人のように重度でかつ継続的に医療費がかかる人に対しては、別に月額上限額が定められています。

どんな人	月額上限額
所得割が3万3千円未満	5,000円
所得割が3万3千円以上	10,000円
所得割が23万5千円以上	20,000円

